（平成23年6月8日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　2 件

厚生年金関係　　2 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　2 件

厚生年金関係　　2 件

長崎厚生年金　事案1023

第１　委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが妥当である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和12年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成５年10月１日から６年７月26日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が遡って減額されていることが分かった。

私は、申立期間当時、Ａ社のＢ職又はＣ職であったが、当該遡及訂正処理は私が同社を退社した後に行われており、一切関与していなかったので、申立期間の標準報酬月額を、訂正前の金額に戻してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、Ａ社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成６年７月26日）の後の平成７年８月８日付けで、５年10月１日に遡及して９万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、Ａ社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、平成６年６月８日に同社のＢ職を、同年８月27日にＣ職を退任していることが確認できる。

さらに、申立人は、「私は、Ａ社を辞めた後、Ｄ社にＥ職として勤務していたが、両社の間に関係性は一切無かった。」としているところ、Ａ社又はＤ社のいずれかに被保険者記録がある者からの回答及び両社に係る商業登記簿謄本において、両社が関係している状況はうかがえない上、オンライン記録において、申立人は、平成６年７月26日にＡ社に係る被保険者資格を喪失後、同年８月10日にＤ社に係る被保険者資格を取得し、同年12月31日に同資格を喪失していることが確認できるものの、同社における申立人の同資格喪失に係る処理が７年12月６日付けで遡って行われ

ていることが確認できるほか、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は８年６月１日に解散していることが確認できることを踏まえると、申立人は、少なくとも、申立期間に係る遡及訂正処理が行われた７年８月８日時点において、Ａ社に在籍しておらず、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

　これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た 20 万円に訂正することが妥当である。

長崎厚生年金　事案1024

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和19年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和39年10月12日から43年５月１日まで

私は、昭和39年10月12日から43年４月30日までＡ社（現在は、Ｂ社）に勤務していたが、日本年金機構から脱退手当金の受給確認のはがきが届き、申立期間については脱退手当金が支給された記録となっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約２年３か月後の昭和45年７月24日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の３回の被保険者期間については、その全てが計算の基礎とされておらず、未請求となっており､このうち１回は被保険者期間が28月と長期間であることを踏まえると、申立人がこれらをいずれも失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

長崎厚生年金　事案1025

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和26年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和58年10月１日から59年７月１日まで

私は、昭和58年10月１日から60年３月までＡ社Ｂ営業所にＣ職として勤務していたが、申立期間における標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低い額となっていることに納得できない。

同社に入社した当初から退職するまで給与額に大きな変動は無かったと思うので、申立期間の標準報酬月額を実際に受け取っていた給与額に見合う額に訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、Ｄ県の県営住宅に入居していたとしているところ、Ｄ県Ｅ課によると、「申立期間当時の県営住宅の入居基準は、入居申し込み時点の月収が19万8,000円以下であることが条件であった。」と回答していることから、申立人の給与額は、少なくとも県営住宅の入居時点（申立人の戸籍の附票によると、昭和58年11月15日に県営住宅に転居。）において、19万8,000円以下であった状況がうかがえる。

また、Ａ社が加入していたＦ健康保険組合は、「申立人のＡ社における資格取得時の標準報酬月額については、資料が無いので確認できない。」としており、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、「私の標準報酬月額は一致していると思う。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主からも回答が得られず、前述の複数の者からも、申立期間における申立人の報酬月額が申立人の主張する報酬月額であったこと、及び当該報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金　事案 1026

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 12 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 33 年４月 20 日から 34 年９月 27 日まで

②　昭和 34 年 11 月 21 日から 35 年 10 月１日まで

私は、昭和 33 年４月から 35 年９月までＡ社（現在は、Ｂ社）に勤務していたが、年金事務所に確認したところ、申立期間について、脱退手当金が支給されているとの説明を受けた。

しかし、同社を退職した後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 10 月１日の前後２年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格がある 29 人（資格喪失から約１か月以内に別の事業所に係る被保険者資格を取得した者を除く。）について脱退手当金の支給記録を確認したところ、22 人に脱退手当金が支給決定されている上、当該 22 人のうち、申立人を含む 16 人が資格喪失日から６か月以内に支給決定されているほか、当該 16 人のうちの１人は、「会社から脱退手当金を受け取ったと思う。」としていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。